

GSグローバル・パーシャルヘッジ 社債ファンド

追加型投信／内外／債券

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2026.5.16



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

NISA

成長投資枠対象商品

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

■照会先

ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-4587-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|---------------------------|------|------------------|------------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券)) | 年2回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・オブ・ ファンズ | あり (部分ヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGSグローバル・パーシャルヘッジ社債ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年5月15日に関東財務局長に提出しており、2026年5月16日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：7兆6,684億円(2026年2月末現在)

資本金：4億9,000万円(2026年5月15日現在)

グループ資産残高(グローバル)：3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

ファンドの目的

日本を含む世界の企業が発行する債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

① 日本を含む世界の企業が発行する債券(ハイ・イールド債券を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

- 投資適格債券およびハイ・イールド債券に投資します。
- 原則、ポートフォリオの平均格付けはBBB-格相当以上の維持をめざします。

※主に先進国の債券を中心に投資しますが、新興国の債券にも投資する可能性があります。

② 比較的デュレーション*の短い債券に投資します。

*金利が変動したときに債券等の価格がどのくらい変化するかを表す指標です。一般にデュレーションが長いほど債券価格の反応は大きくなります。

※デュレーションの長い債券や劣後債にも投資することがあります。

③ 70%程度の為替ヘッジ(パーシャルヘッジ)を行い、部分的に為替変動リスクの低減を図ります。

- 主要投資対象とする投資信託証券*において、原則として外貨建資産に対し各通貨別に70%程度対円での為替ヘッジを行うことをめざします。

*ケイマン籍外国投資信託(円建て)「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・グローバル・ショート・デュレーション・コーポレート・ボンド・サブ・トラスト」を主要投資対象とします。

※上記の為替ヘッジ比率は、市況動向や市場環境によって今後変更される場合があります。また、為替ヘッジ比率の水準を将来においても維持することを保証するものではありません。

※為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利のほうが低い場合、この金利差分、収益が低下します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

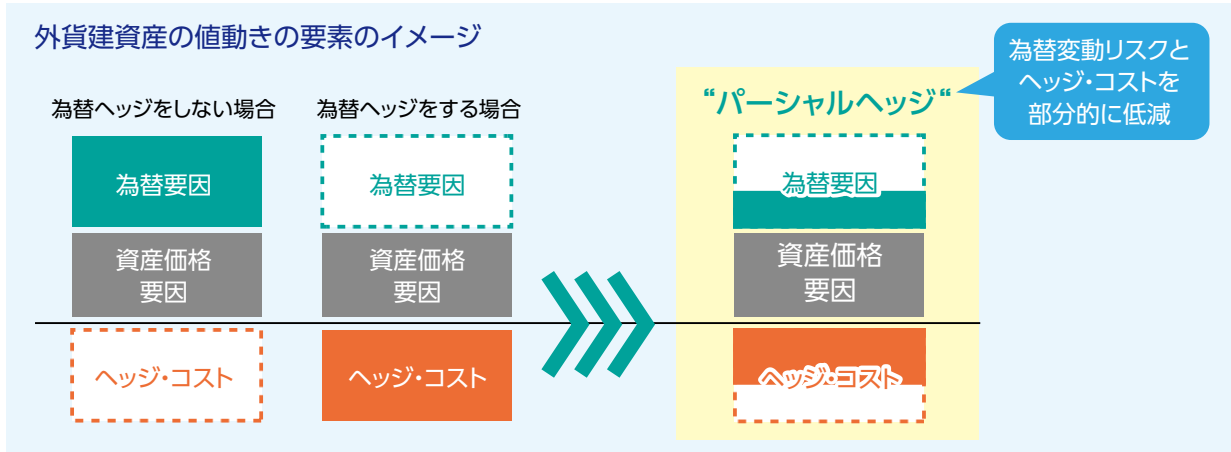
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います(ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください)。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

パーシャルヘッジについて

本ファンドでは、主要投資対象とする投資信託証券の外貨建資産に対し、部分的に対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジ比率は、期待される収益と想定されるリスクのバランス等を考慮し、70%程度をめざします。

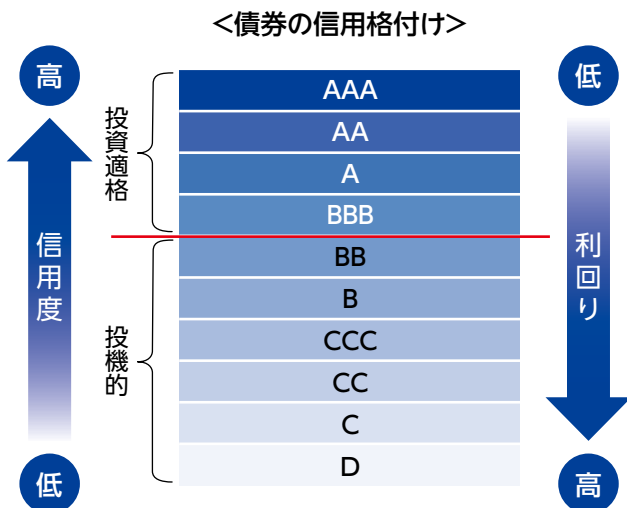


※パーシャルとは「部分的」を意味し、部分的に為替ヘッジを行うことをパーシャルヘッジといいます。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。為替ヘッジをする場合、為替変動リスクの低減をめざしますが、為替変動リスクを完全に低減することはできません。

債券の格付けについて

債券の格付けは、BBB格相当以上が投資適格格付け、BB格相当以下が投機的格付けとされています。投機的格付けの債券は、ハイ・イールド債券とも呼ばれます。

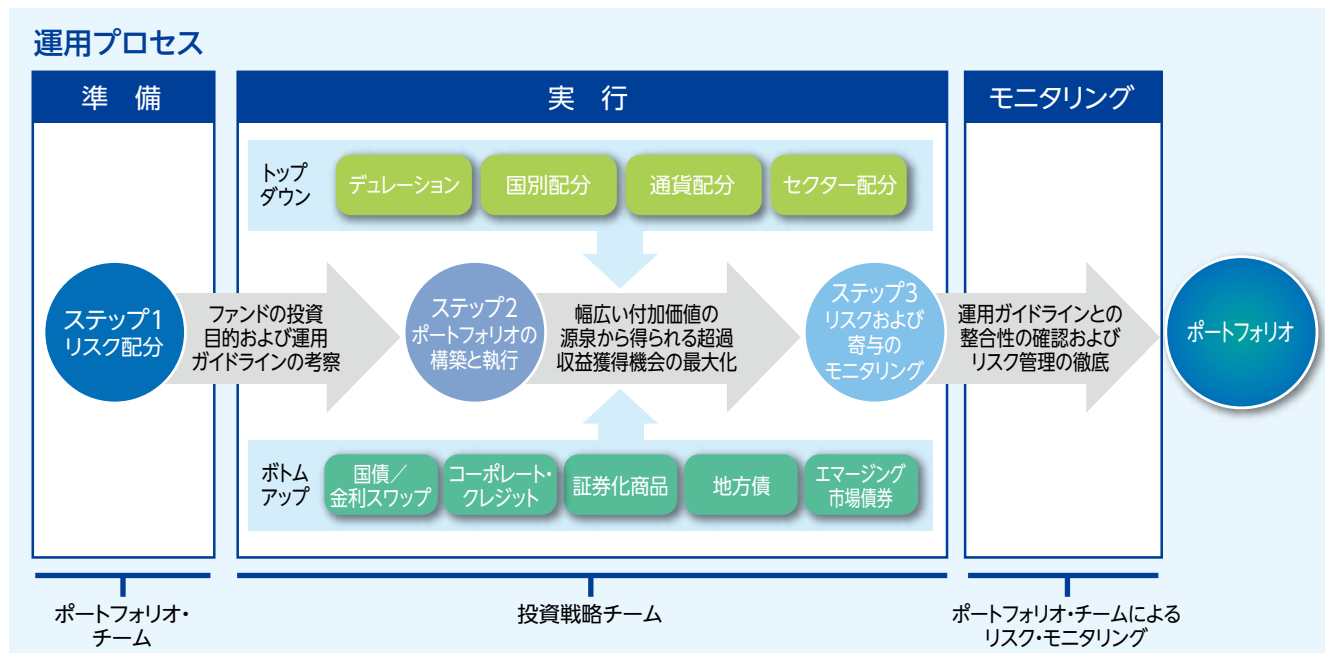


- 格付けとは、債券の信用度を第三者が評価したもので、英字の記号で表されます。左記の例では、AAA格が最も信用度が高く、つまりデフォルト(債務不履行)が生じる可能性が最も低いことを表しています。
- 格付けは、債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報のひとつといえます。

ファンドの目的・特色

ファンドの運用

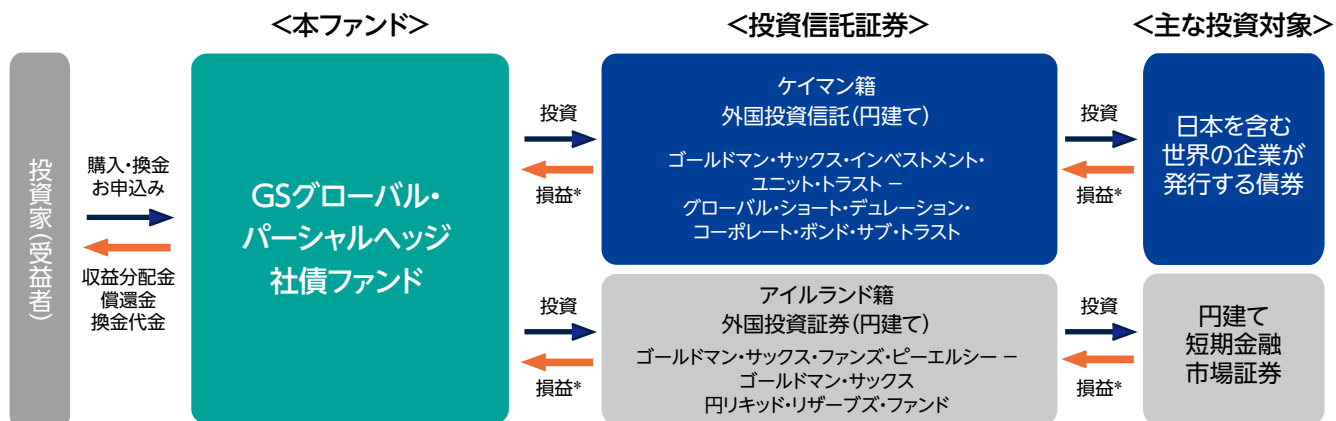
本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



上記の運用プロセスは変更される場合があります。上記は本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の運用プロセスを説明したものです。上記がその目的を達成できる保証はありません。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてケイマン籍外国投資信託(円建て)「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト」グローバル・ショート・デュレーション・コーポレート・ボンド・サブ・トラスト」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

※上記は2026年5月15日現在の組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。

ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年2月15日および8月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

追加的記載事項

組入れファンドの概要

| | |
|----------|---|
| ファンド名 | ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト – グローバル・ショート・デュレーション・コーポレート・ボンド・サブ・トラスト |
| ファンド形態 | ケイマン籍外国投資信託(円建て) |
| 投資目的 | 主にグローバル(含む日本)の企業が発行する債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。 |
| 運用の基本方針等 | ①主にグローバル(含む日本)の企業が発行する比較的デュレーションの短い債券に投資します。 ②原則として、取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチまたはその他の格付機関によりB-格相当以上の格付を得ている銘柄に投資します。なお、格付けを取得していない銘柄については、投資顧問会社がB-格相当以上と判断した場合には投資することができるものとします。 ③ポートフォリオの平均格付けは、BBB-格相当以上を維持することをめざします。 ④固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。 ⑤純資産の10%を上限に、デュレーションの長いシニア債や劣後債にも投資することができます。 ⑥原則として、外貨建資産の70%程度に対して対円を為替ヘッジを行うことをめざします。当該為替ヘッジ比率は、市況動向や市場環境によって今後変更される場合があります。 ⑦デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑧市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。 |
| 運用報酬等 | なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。) |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド |

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

| | |
|----------|--|
| ファンド名 | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー – ゴールドマン・サックス円リキッド・リザーブズ・ファンド |
| ファンド形態 | アイルランド籍外国投資証券(円建て) |
| 投資目的 | 元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。 |
| 運用の基本方針等 | ①主に円建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 |
| 運用報酬等 | なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。) |
| 管理会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |

上記は2026年5月15日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



債券への投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

本ファンドは外貨建ての債券を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動リスクなどが伴います。

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、BBB格以上が投資適格格付け、BB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。また、劣後債へ投資する場合には、劣後リスク(法的弁済順位が普通社債より劣後し、発行体の破綻時等には、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができないリスク)、繰上償還延期リスク、利払い変更リスクなどがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。



ハイ・イールド債券への投資リスク

一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短時間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



為替変動リスク

本ファンドは日本を含む世界の企業が発行する債券を投資対象とする投資信託証券を主要な投資対象とし、原則としてその外貨建資産の70%程度に対して対円での為替ヘッジを行い部分的に為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジ・コストとなる場合があります。

為替ヘッジを行わない外貨建資産の30%程度については、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を減少させる可能性があります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

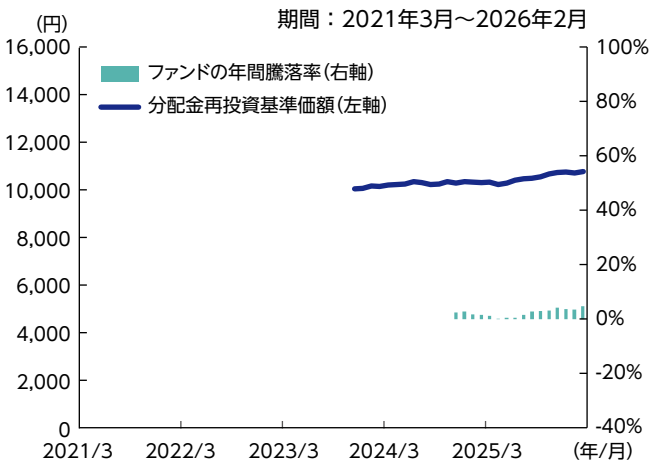
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

参考情報

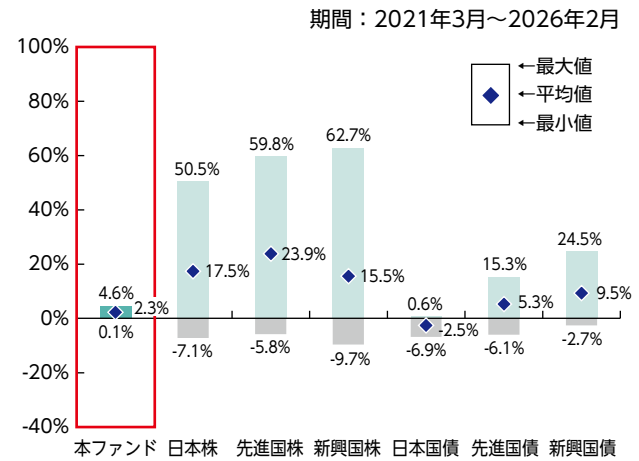
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 本ファンドの設定日が2023年11月21日のため、本ファンドの分配金再投資基準価額(月次)は2023年11月末以降のデータ、本ファンドの年間騰落率は本ファンド設定1年後の2024年11月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しており、過去5年分のデータではありません。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

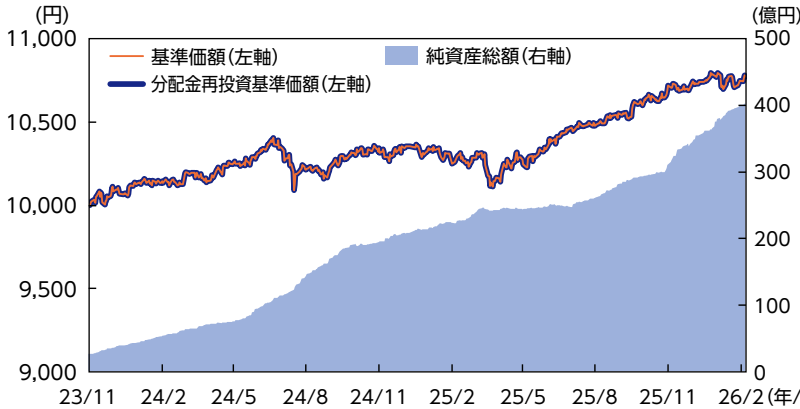
本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年2月27日現在

基準価額・純資産の推移

2023年11月21日(設定日)～2026年2月27日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 10,775円 |
| 純資産総額 | 402.2億円 |

期間別騰落率(分配金再投資)

| 期間 | ファンド |
|-----|------|
| 1ヵ月 | 0.7% |
| 3ヵ月 | 0.4% |
| 6ヵ月 | 2.7% |
| 1年 | 4.6% |
| 3年 | — |
| 5年 | — |
| 設定来 | 7.8% |

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算日 | — | 24/8/15 | 25/2/17 | 25/8/15 | 26/2/16 | 設定来累計 |
|-----|---|---------|---------|---------|---------|-------|
| 分配金 | — | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

| 銘柄名 | 種類 | 比率 |
|---------------------------------------|------|-------|
| グローバル・ショート・デュレーション・コーポレート・ボンド・サブ・トラスト | 投資証券 | 97.4% |
| ゴールドマン・サックス・円リキッド・リザーブズ・ファンド | 投資証券 | 2.5% |

主要組入ファンドの資産の内容

グローバル・ショート・デュレーション・コーポレート・ボンド・サブ・トラスト

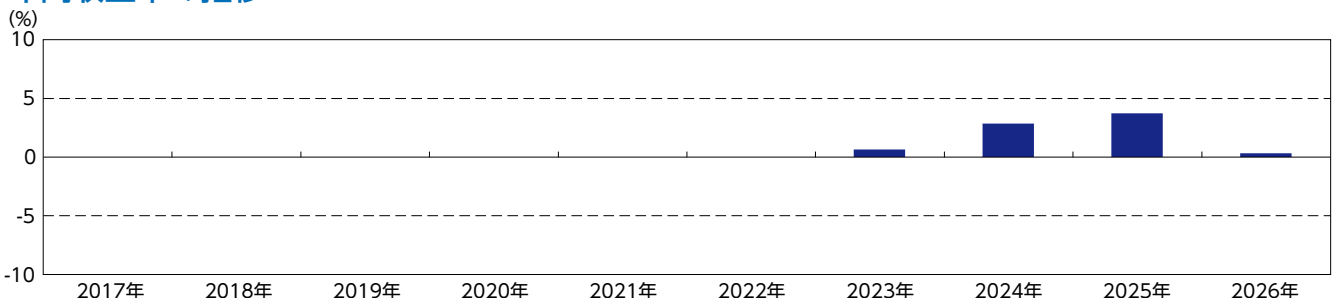
| | 銘柄名 | 通貨 | 格付け* | 償還日 | 比率 |
|----|-----------------------|-----|------|------------|------|
| 1 | シティグループ | ユーロ | A- | 2030/10/22 | 0.9% |
| 2 | パークレイズ | ユーロ | BBB+ | 2029/08/09 | 0.8% |
| 3 | ボーイング | 米ドル | BBB- | 2029/05/01 | 0.8% |
| 4 | マグナムアイスクリームファイナンス | ユーロ | BBB | 2029/02/26 | 0.6% |
| 5 | カズンズ・プロパティーズ | 米ドル | BBB | 2030/07/15 | 0.6% |
| 6 | JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー | 米ドル | A+ | 2031/10/22 | 0.6% |
| 7 | オラクル | 米ドル | BBB | 2031/02/04 | 0.6% |
| 8 | オラクル | 米ドル | BBB | 2030/09/26 | 0.6% |
| 9 | UBSグループ | ユーロ | A | 2029/03/01 | 0.5% |
| 10 | バンク・オブ・アメリカ | ユーロ | A+ | 2031/10/30 | 0.5% |

ポートフォリオ情報

| | |
|---------|-------|
| 平均格付け* | BBB |
| デュレーション | 2.48年 |



*格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。
- 2023年は設定日(11月21日)から年末まで、2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

| | | |
|---|---------------------------|--|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社によって異なります。 |
| | 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社によって異なります。 |
| | 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。 |
|  申込について | 購入・換金 申込不可日 | 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日および主要な組入れファンドが休業日と定めるその他の日(以下「ファンド休業日」といいます。) |
| | 申込締切時間 | 「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。 |
| | 購入の申込期間 | 2026年5月16日から2026年11月13日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) |
| | 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により大口の換金の場合には制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金 申込受付の 中止および取消 | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。 |
|  その他 | 信託期間 | 原則として無期限(設定日:2023年11月21日) |
| | 繰上償還 | 純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了します。 |
| | 決算日 | 毎年2月15日および8月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。 |
| | 信託金の限度額 | 1兆円を上限とします。 |
| | 公 告 | 公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 年2回(2月および8月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。 |
| | 課税関係 (個人の場合) | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|-----|---------|--|
| 購入時 | 購入時手数料 | <p>購入申込日の翌営業日の基準価額に1.1% (税抜1%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p> |
| 換金時 | 信託財産留保額 | なし |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | |
|----|------------------|--|---|--|---------------------|
| 毎日 | 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額に対して | | 年率0.9042% (税抜0.822%) | |
| | | 内訳 | | | |
| | | 支払先の配分および役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等 | 年率0.44% (税抜0.4%) |
| | | 販売会社 | 購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 | 年率0.44% (税抜0.4%) | |
| | | 受託会社 | ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等 | 年率0.0242% (税抜0.022%) | |
| | 信託事務の諸費用 | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。 | | | |
| 随時 | その他の費用・手数料 | 有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 | | | |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 | |
|-------------------|---------------|-----------|----------------------------------|
| 分配時 | 所得税および 地方税 | 配当所得として課税 | 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および 償還時 | 所得税および 地方税 | 譲渡所得として課税 | 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年5月15日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.25% | 0.90% | 0.35% |

- 対象期間は2025年8月16日～2026年2月16日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- その他費用には、投資先ファンド(本ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

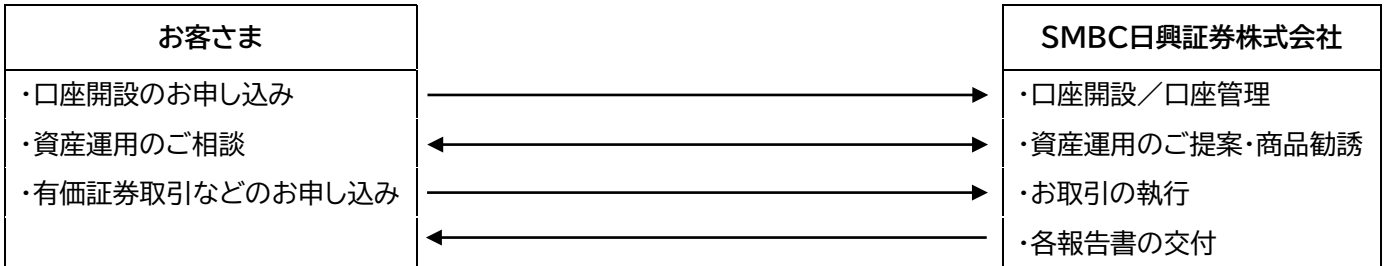
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



| | |
|----------------------------|--|
| 当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要 | 当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。 |
| 当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要 | 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。 |
| 会社の概要 | 商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350 億円(2025 年 9 月末現在) 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009 年 6 月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く) |

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9262>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

| ファンド名 | GSグローバル・パーシャルハッジ社債ファンド | | | | | | | | |
|--------------------|---|----------|------|-----------|----------------|------------------|-----------------|--------|----|
| お申込手数料 | <p>お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。</p> <p>分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。)</p> <table border="1"><thead><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1000 万円未満</td><td>1.1% (税抜 1.0%)</td></tr><tr><td>1000 万円以上 1 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr><tr><td>1 億円以上</td><td>なし</td></tr></tbody></table> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。</p> | お申込代金/金額 | 手数料率 | 1000 万円未満 | 1.1% (税抜 1.0%) | 1000 万円以上 1 億円未満 | 0.55% (税抜 0.5%) | 1 億円以上 | なし |
| お申込代金/金額 | 手数料率 | | | | | | | | |
| 1000 万円未満 | 1.1% (税抜 1.0%) | | | | | | | | |
| 1000 万円以上 1 億円未満 | 0.55% (税抜 0.5%) | | | | | | | | |
| 1 億円以上 | なし | | | | | | | | |
| 換金手数料及び 信託財産留保額 | 当ファンドの交付目論見書をご確認ください。 | | | | | | | | |

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9262>

| | |
|--------------------------|--|
| <p>ご負担いただく手数料について(例)</p> | <p><分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $お申込手数料 = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。</p> <p><分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。</p> |
| <p>取扱コース</p> | <p>分配金受取りコース／分配金再投資コース</p> <p>※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> <p>※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> |
| <p>お申込単位</p> | <p>分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位</p> <p>※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>ご換金単位</p> | <p>分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位</p> <p>※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>売買受渡日</p> | <p>お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。</p> |

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

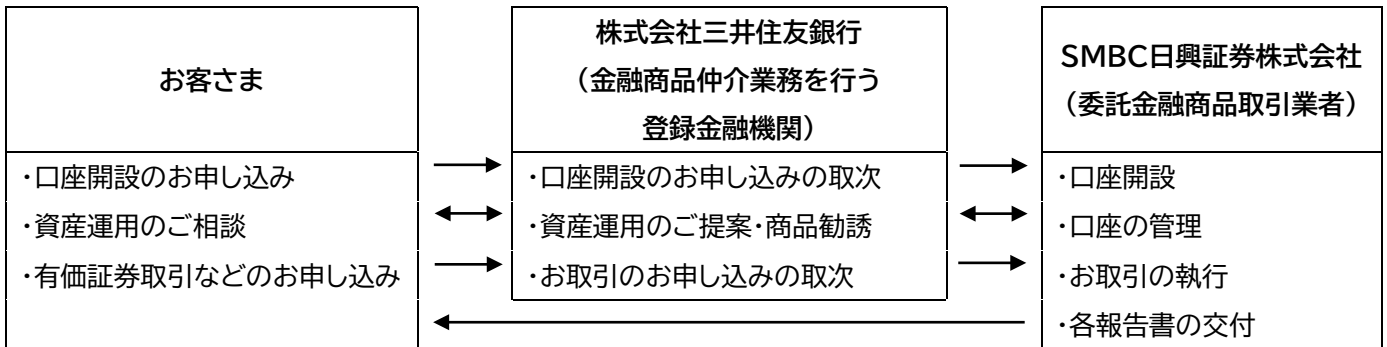
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



| <金融商品仲介業務を行う登録金融機関> 株式会社三井住友銀行 | |
|--------------------------------|--|
| 当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要 | 当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。 |
| 当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要 | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引 |

目論見書補完書面(投資信託)

| | | |
|-------|--|--|
| 会社の概要 | 商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先 | 株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952 |
|-------|--|--|

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

| | |
|----------------------------------|---|
| <委託金融商品取引業者> SMBC日興証券株式会社(以下、当社) | |
| 当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要 | 当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。 |
| 当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要 | 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。 |
| 会社の概要 | 商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先 |
| | SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2025 年 9 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) |

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9262>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

| ファンド名 | GSグローバル・パーシャルヘッジ社債ファンド | | | | | | | | |
|----------------|---|----------|------|----------|----------------|----------------|-----------------|-------|----|
| お申込手数料 | <p>お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。</p> <p>分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000万円未満</td> <td>1.1% (税抜 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>1000万円以上 1億円未満</td> <td>0.55% (税抜 0.5%)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> | お申込代金/金額 | 手数料率 | 1000万円未満 | 1.1% (税抜 1.0%) | 1000万円以上 1億円未満 | 0.55% (税抜 0.5%) | 1億円以上 | なし |
| お申込代金/金額 | 手数料率 | | | | | | | | |
| 1000万円未満 | 1.1% (税抜 1.0%) | | | | | | | | |
| 1000万円以上 1億円未満 | 0.55% (税抜 0.5%) | | | | | | | | |
| 1億円以上 | なし | | | | | | | | |
| 換金手数料及び信託財産留保額 | 当ファンドの交付目論見書をご確認ください。 | | | | | | | | |

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの2分の1の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2025年9月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9262>

| | |
|--------------------------|--|
| <p>ご負担いただく手数料について(例)</p> | <p><分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $お申込手数料 = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。</p> <p><分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。</p> |
| <p>取扱コース</p> | <p>分配金受取りコース／分配金再投資コース</p> <p>※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> <p>※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> |
| <p>お申込単位</p> | <p>分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位</p> <p>※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>ご換金単位</p> | <p>分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位</p> <p>※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>売買受渡日</p> | <p>お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。</p> |

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

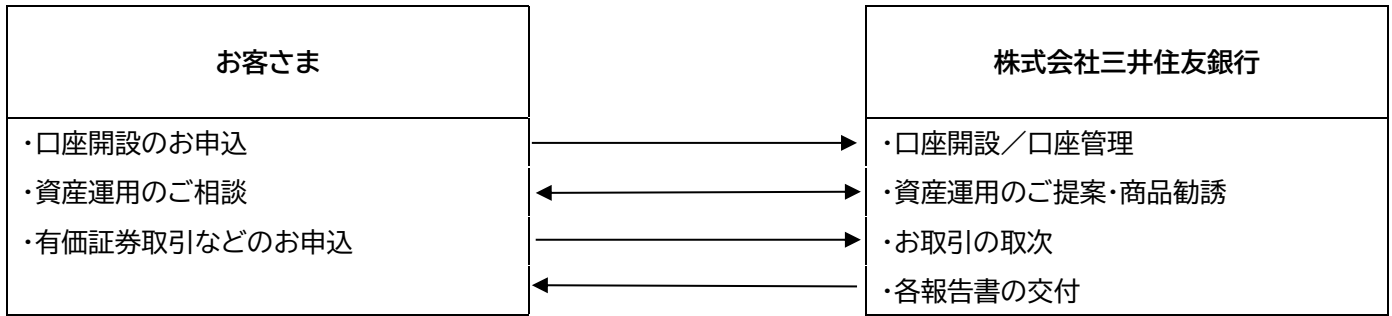
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要 | 当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。 | |
| 当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要 | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引 | |
| 会社の概要 | 商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先 | 株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952 |

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

| ファンド名 | GSグローバル・パーシャルヘッジ社債ファンド | | | | | | | | |
|-----------------|---|------|------|-----------|-------------------|-----------------|-------------------|-------|----|
| お申込手数料 | <p>お申込手数料(消費税込)は、購入代金\llcorner購入金額(購入価額[1口当たり]\times購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額\ggに応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,000万円未満</td><td>1.100% (税抜 1.00%)</td></tr><tr><td>1,000万円以上 1億円未満</td><td>0.550% (税抜 0.50%)</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>なし</td></tr></tbody></table> <p>※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。</p> | 購入代金 | 手数料率 | 1,000万円未満 | 1.100% (税抜 1.00%) | 1,000万円以上 1億円未満 | 0.550% (税抜 0.50%) | 1億円以上 | なし |
| 購入代金 | 手数料率 | | | | | | | | |
| 1,000万円未満 | 1.100% (税抜 1.00%) | | | | | | | | |
| 1,000万円以上 1億円未満 | 0.550% (税抜 0.50%) | | | | | | | | |
| 1億円以上 | なし | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | 当ファンドの交付目論見書をご確認ください。 | | | | | | | | |

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

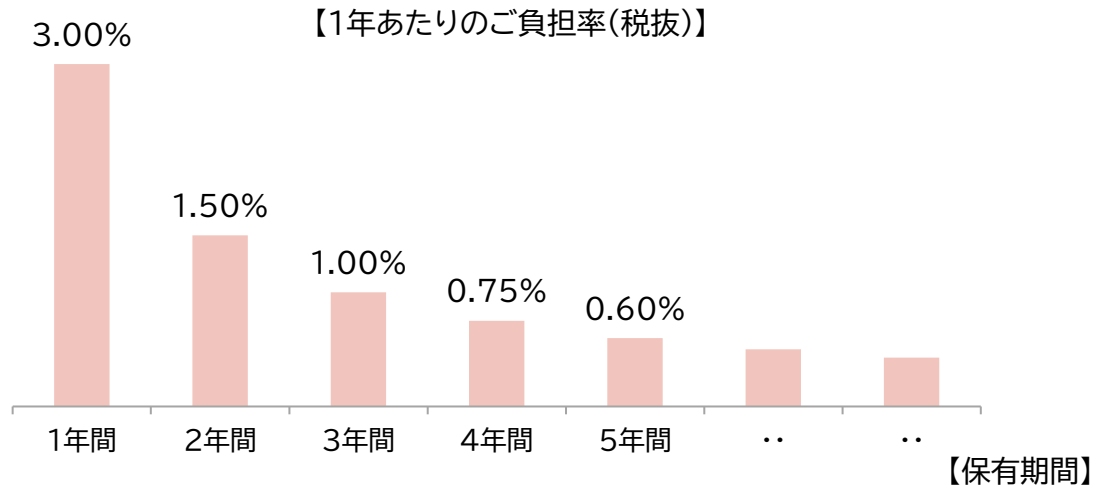
| | |
|-------------------|---|
| ご負担いただく手数料について(例) | お申込手数料は購入価額(1口当たり)に、購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が100万円の場合、100万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。 |
| お申込単位 | 当初購入の場合:1万円以上1円単位 追加購入の場合:1万円以上1円単位 投信自動積立:1万円以上1千円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。 |
| ご換金単位 | 1円以上1円単位 |
| 売買受渡日 | 購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落とします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。 |

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。